

[事案 27-136] 自動更新無効、契約無効請求

・平成 28 年 4 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

接骨院での施術が、整形外科での治療と同じように給付金の支払対象であると説明されて契約したこと等を理由に、自動更新の無効および契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 6 月、被保険者を娘として契約した医療保険（契約①）について、以下の理由により、契約の自動更新を無効として、更新以降の既払込保険料を返還してほしい。また、平成 20 年 2 月、被保険者を息子として契約した医療保険（契約②）について、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

(1)契約①は、契約時に募集人から、接骨院での施術も、整形外科と全く同じように給付金が支払われる旨の説明を受けて契約したが、実際に給付金請求をしたところ、接骨院での施術は四肢の骨折等以外については支払わないものであるとして支払いを拒絶された。

(2)契約②は、契約①と同じ内容の保険を要望して契約したが、契約①に付加されていた特約と異なる特約が付加されていた。

<保険会社の主張>

契約①について、接骨院での施術についても整形外科と同じように保険金が支払われるとの説明をした事実はないので、申立人の請求に応じることはできない。

契約②について、契約①と同様の契約を希望する旨は事前に聞いており、要望と異なる特約が付加されているので、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を検討する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に誤った点があったかどうかなど契約時や更新時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約①について自動更新を無効とすること、および契約②について契約を無効とすることは認められないが、申立人は契約②の締結にあたり、最も重視した点は特約であると述べており、保険会社も、契約②が全体として申立人の意思に沿った内容となっていないことを認めているため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。